

令和 7 年 3 月

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合  
理事長 安藤 一彦  
(公印省略)

### 令和 7 年度の健康保険料等について (変更なしのお知らせ)

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、令和 7 年度の健康保険料・介護保険料について下記のとおり、健康保険組合会にて承認されましたのでお知らせいたします。  
健康保険料・介護保険料ともに料率の変更はなく、令和 6 年度から変更はございません。  
但し、健康保険料の内訳 (基本保険料・特定保険料・調整保険料) の料率割合のみ変更になりましたので下表をご参照ください。なお、「健康保険・介護保険標準報酬等級保険料早見表」も変更はございませんので、「令和 6 年 3 月改正分」を引き続きご利用ください。

#### 記

なお、内訳につきましては令和 7 年 3 月分保険料より下表のとおりとなります。

保 険 料 率 ( % )			負 担 割 合 ( % )	
健康保険料	99/1000 (変更なし)	基本保険料 59.78/1000	事業主	49.5/1000
		特定保険料 37.93/1000		
		調整保険料 1.29/1000	被保険者	49.5/1000
介護保険料	16/1000 (変更なし)		事業主	8.0/1000
			被保険者	8.0/1000

- ※健康保険料のうち基本・特定保険料/調整保険料の料率割合は変更しています。
- 基本保険料・・・当健康保険組合加入者の医療給付に充てる保険料
  - 特定保険料・・・高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
  - 調整保険料・・・全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料
- } 一般保険料 } 健康保険料

※介護保険 2 号被保険者 (満 40 歳~65 歳未満) 以外の被保険者は健康保険料のみになります。

※令和 7 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は「380,000 円」に決まりました。  
退職後の任意継続被保険者の標準報酬は、退職時の標準報酬か前年度 9 月末現在の当健康保険組合全被保険者の標準報酬の平均額のいずれか低い額となり、令和 7 年 4 月~令和 8 年 3 月 31 日までの当健康保険組合における任意継続被保険者の標準報酬の上限は「380,000 円」になります。  
以上